

【 画像診断 】

８７６ 脳挫傷に対する造影剤使用加算（MRI）の算定について

《令和８年９月３０日》

○ 取扱い

脳挫傷に対する造影剤使用加算（MRI）及び当該撮影に使用した造影剤の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

脳挫傷は、頭部への外力で脳組織が損傷し、出血や浮腫を生じた状態であるが、その病態把握において、造影MRIを行う必要性は少ないと考える。

以上のことから、脳挫傷に対する造影剤使用加算（MRI）及び当該撮影に使用した造影剤の算定は、原則として認められないと判断した。